

**公益財団法人鍋島報効会研究助成
研究報告書 第8号**

2018年2月

公益財団法人鍋島報効会

はじめに

公益財団法人鍋島報効会による助成・育成事業は、昭和15年8月侯爵鍋島直映公の意志により、「佐賀県下に於ける文化、教育の振興に資し、且つ之を奨励助成すると共に社会事業に貢献」すべく始動され、平成27年には75周年を迎えることができました。

平成10年6月からの「徴古館」における博物館運営事業再開に加え、平成13年度より一般公募研究助成制度を新設し、分野を問わず郷土佐賀の研究を啓蒙・普及すべく微力を尽くしております。当会は平成25年度より公益財団法人に移行し、この研究助成事業は一般助成と共に公益事業の一つに位置付けられております。

助成制度は、広く研究を奨励すべき趣旨に沿い、研究課題を佐賀に所以するもの全てとし、高校生以上を対象に一般公募を行い、選考委員会で厳正に選定の上、理事会で決定し、研究期間は原則一年として実施しております。研究終了後には報告会を開催し、これらの研究成果がよく評価の対象となる機会を設けるとともに研究者間の交流にも一助となるべく務めております。

この度、第15回及び16回の研究助成授与者の皆様による研究成果をまとめた報告書第8号を発刊する運びとなりました。これらの優秀な研究成果を広く好学の士に頒つ機会を得たことは、大きな慶びであります。

本報告書の発刊にあたり、着実な成果をあげられた研究者の皆様、多大なるご指導ご協力をいただいた関係各位の皆様へ謝意を表します。

平成30年 2 月

公益財団法人鍋島報効会

理事長 鍋 島 直 晶

目 次

第15回研究助成報告

上赤 博文「市民による佐賀県内のタンポポ調査 —身近な植物タンポポで分かる地域の環境」	1
山田 淳平「佐賀藩における雅楽文化の展開」	23
金 羅榮「佐賀藩における藩主室の葬送儀礼に関する基礎的考察 —藩主室の実家との関係を中心に」	47
宮崎 博司「絵図からみた唐津城下町の変遷」	85
相川 晶彦「佐賀県における農村舞台の分布について」	109

第16回研究助成報告

小野 博司「ある司法官の軌跡 —刑法起草者・古賀廉造について」	167
貴田 潔「環有明海地域における荘園制と地域社会のネットワーク」	187
東中川忠美「褐釉印花文技法の基礎的研究 —窯跡出土資料を中心として」	209
伊藤 慎吾「初期蓮池藩における八幡信仰とその担い手」	243
村松 洋介「佐賀県域における青銅器の受容と変容」	261

報告会講評

公益財団法人鍋島報効会 理事・徴古館長	高島 忠平	277
公益財団法人鍋島報効会 評議員	大園隆二郎	279

市民による佐賀県内のタンポポ調査 ～身近な植物タンポポでわかる地域の環境～

佐賀植物友の会

上 赤 博 文

1. はじめに

タンポポはサクラやチューリップなどと並び日本人に最も身近な植物の一つである。小学校3年生から学ぶ理科授業の最初の単元に「身近な自然の観察」があり、教科書には校庭に咲くタンポポの姿が描かれている。小学校1年生の国語の教科書にタンポポを素材とした教材が採用されたこともある。おそらく、タンポポと聞いて実物をイメージできない日本人はほとんどいないであろう。

1970年代、都市化と帰化植物の関係性が注目され、帰化植物調査が盛んになっていた。その中でも開発の進行に伴うセイヨウタンポポの都市部への侵入と在来タンポポ（カンサイタンポポなど）の後退が話題となっていた。身近に生育していた在来種のカンサイタンポポが消えていく状況に危機感を感じたのである。関東から関西にかけては各種の在来タンポポが普通に生育している地域であり、環境意識の高まりが後押しし、身近なタンポポは環境を考える最適な素材として市民活動や学校教育の中で活用されていた。最初のタンポポ調査は大阪から始まったが、すぐに南関東、神奈川、名古屋市周辺など大都市圏に広がった（タンポポ調査・西日本事務局2016）。当時は在来のタンポポと帰化種（現在は外来種という用語が使われるが、当時は帰化種が一般的であった）のタンポポは区別が容易であった。すなわち、総苞外片（図1）と呼ばれる頭花⁽¹⁾の外側の構造体が、上をむいて頭花を包んでいれば在来種、反り返っていれば帰化種である⁽²⁾。在来タンポポが常に都市部で負けているかということ必ずしもそうではなく、開発が一段落ついて環境が安定してくると在来タンポポが盛り返す事例も報告され、タンポポ戦争と称した議論が行われた（内藤1975、堀田1977、本谷1982、森田1982）。調査は継続的に行われ、その変化が追跡されている。

1970年代に大阪で始まったタンポポ調査は5年ごとに実施されてきたが、2005年に近畿一円に広がり、2010年には西日本19の府県に広がった。西日本19の府県は、カンサイタンポポの分布が知られているエリアに一致する。タンポポ調査のスタートが、近畿地方に普通に生育しているカンサイタンポポと外来タンポポの関係性を調べることを目的としていたため、カンサイタンポポの記録がある西日本が調査の舞台となったのである。

タンポポは誰でも知っている身近な植物と書いたが、その分類は難しく、よく分かっていないことが多い。タンポポが何種類あるのかでさえ研究者によって見解が異なり、全国に点在する類似のタンポポについて研究者によって同種にされたり、別種にされたりと分類に混乱が見られる。最も身近なタンポポで種としての分類に混乱がないカンサイタンポポについても、どの範囲に分布しているのかが2010年のタンポ

(1) タンポポの花は1個の花に見えるものが実は多くの花の集合体（頭花）である。実際の1個の花は、1枚の花冠（花びら4枚の合弁花）、1個の雌蕊、雌蕊の周りを包んでいる5本の雄蕊、1個の子房、たくさんの冠毛から成り、これが100～200個ほど集まったものが1個の頭花である。すなわち、花冠の枚数だけ花があり、同じ数の種子（瘦果）ができる。

(2) 本論で詳述するが、1990年代より在来タンポポと外来タンポポの雑種化が指摘され、外部形態での区別が難しくなり、現在では両者を厳密に区別するためには遺伝子解析が必要になるなど議論が複雑になってきている。

佐賀藩における雅楽文化の展開

京都大学大学院文学研究科 非常勤講師

山 田 淳 平

はじめに

本稿は、近世佐賀藩の雅楽文化について、その実態を明らかにするものである。夙に〔西山1959〕が指摘したように、近世の雅楽人口の第一の基盤は武家であり、大名の当主や藩士・女中、旗本、儒者など、多くの武家社会の人々が雅楽を嗜んでいた。こうした雅楽の普及については、上方の三方楽人（南都楽人・天王寺楽人・京都楽人）が師家となり、家元制的構造を通して地域的にも身分的にも広がっていくという構図が描かれているが、三方楽人の視点からの研究が中心であり、雅楽を受容した側の視点に立った研究はあまり為されていない。そこで本稿では、雅楽を受容した藩の一つである佐賀藩に着目する。佐賀藩には、国宝の「催馬楽譜」や多久聖廟の枳菜など、雅楽史上重要な要素が存することは周知の事実であるが、その一方で、佐賀藩における雅楽の用途や受容経路、奏演体制などの具体的なありかたについては未解明の部分が多く残されている。本稿では、そうした基礎的事実の解明を主目的としながら、藩の側から見た雅楽史を描くことを試みる。なお、検討対象は、今回調査が及んだ佐賀本藩・多久家・蓮池藩とする。

1、佐賀本藩の雅楽

まずは佐賀本藩における雅楽文化の展開を追っていこう。現在、佐賀本藩の雅楽受容についての基礎史料となっているのは、文化九年（1812）成立の堤範房「雨中の伽」にある「楽」の項目である。

【史料1】「雨中の伽」（『随筆百花苑』第十五巻⁽¹⁾）

楽

一、綱茂公聖堂御建立、二季の祭祀ニは音楽有し成ん。又浄土・法花・一向祖師会、あるは与賀明神ニ管絃有しと見へ、管絃座有り、僧衆など段々習得し成ん、されど正く成候事は、宗教公江戸にて思召立れ、上野学人の内ニ、秋葉検校とて有り、常ニ御屋敷に來り、伊東勘左衛門^{楚雲}其外御近習の人々、稽古して凡全備したり、治茂公御代ニ至り、芸州巖島社人弟ニ林右仲^{後毛}といへる、天王寺楽也、此人來りければ、伊東利兵衛^{勘左衛門}・古賀五兵衛^{常觀}・沢野大之允・嶋内幸右衛門などはを学び、乱たるを正し、欠たるを満ちなどして、糸竹共に備りぬ、楽器は笛・笙・箏^{箏を三}・大鼓・鞆鼓・鉦鼓^{是を三}・和琴・琵琶・箏^{これを三}也、樂を合するを樂奏という、三管斗も樂奏と云、予林氏に尋けるは、諸侯の国ニては舞樂はならぬものかといへば、稽古はよし、平戸侯など甚好給ふ、又神二法樂は随分能しと也、白川侯など御好ニて、江戸屋敷ニて毎度舞樂あり、円諦院尼君御出の折など、舞樂有り、いか様稽古を被懸御目成んか、御供中ニも拝見仕へき旨被仰也

佐賀藩における藩主室の葬送儀礼に関する基礎的検討

— 藩主室の実家との関係を中心に —

京都大学大学院文学研究科 博士後期課程
金 羅 榮

はじめに

近世大名家は、婚姻や養子縁組を結び、大名家や公家などの他家との姻戚関係を形成していた。佐賀藩鍋島家も他家との縁結びを通じて、御家の安定を目指していた。佐賀藩鍋島家の親族関係については、野口朋隆氏による分析があり、野口氏は「鍋島家の婚姻関係について通時的把握を行うとともに、近世大名家における婚姻の持つ意義が時代によってどのように変化していったか」という問題意識に基づき⁽¹⁾、本藩（本家）である佐賀藩鍋島家と支藩（分家）である小城藩鍋島家の婚姻関係を整理した。そして、鍋島家の婚姻関係の特徴として「近世前期においては、徳川家と緊張関係から譜代大名と積極的に婚姻を行ったが、中期では、その意義も後退し、岡部家や井伊家の事例が示す如く、経済的な理由によって婚姻相手が決定されていく側面があった⁽²⁾」との結論を出した。

このような姻戚関係が薄くなったり、あるいは解消されたりする一つの契機が、当事者である藩主および藩主室の死であろう。藩主の葬送儀礼に関する研究は近年、松代藩真田家・鳥取藩池田家・福岡藩黒田家などを対象にして行われており、佐賀藩においても、大名家の江戸の菩提寺を分析しながら佐賀藩の菩提寺に言及した岩淵令治氏の研究と⁽³⁾、本藩鍋島家ではないが多久家や諫早家などいわゆる佐賀藩の給人領主の葬送儀礼が領民に与えた影響を分析した高野信治氏の研究がある⁽⁴⁾。また、佐賀藩本藩については、藩主が亡くなった際、家臣が行った追悼行為を分析した研究がある⁽⁵⁾。

しかし、実家と嫁ぎ先とを結びつける「橋渡し役」を果たしている藩主室の葬送儀礼の研究はほとんどない。「橋渡し役」としての藩主室の死去が、嫁ぎ先と実家との政治的な協力関係に影響を及ぼす出来事（事件）であったと考えられることを踏まえれば、藩主室の葬送儀礼に対する研究は重要なテーマである。だが、この点に関してはあまり論じられていないのが現状である。このような問題意識から、本稿では、藩主正室の葬送儀礼を究明する基礎作業として、佐賀藩鍋島家の事例を取り上げて分析する。

第一章 佐賀藩の藩主正室と残存史料の状況

第一節 藩主正室の概要

佐賀藩の藩主正室の葬送儀礼を検討する前に、前述の野口氏の研究を参照しながら佐賀藩の正室について補足しておきたい。なお、藩主正室については、文末に【表 佐賀藩の藩主・藩主室】に整理した。

佐賀藩の初代藩主である鍋島勝茂は、最初は豊臣秀吉の養女を正室として迎えたが、彼女が亡くなった後、徳川家の譜代家臣である岡部長成の娘菊姫を正室として迎えた。菊姫は徳川家康の養女になって嫁入りしたため、菊姫が生んだ忠直が嫡男として佐賀藩鍋島家を相続する予定であった⁽⁶⁾。忠直の正室は徳川家康の外孫であり養子である松平忠明の娘ムリで、嫡男光茂を生んだ。しかし、夫の忠直は疱瘡で勝茂より早く亡くなったため、光茂が第二代藩主になった。その後正室ムリは、忠直の弟で支藩蓮池藩の初代藩

絵図から見た唐津城下町の変遷

佐賀県教育庁文化財課
宮崎博司

1 研究の目的

唐津城下町は、寺沢広高が慶長7年（1602）から開始した唐津城築城とともに整備したといわれる。⁽¹⁾ 寺沢氏が改易された後、唐津藩は一時期、幕領となるが、徳川家の譜代大名である大久保氏、松平氏（大給）、土井氏、水野氏、そして小笠原氏らが順次藩主となり、城下町を拡張し、改修しながら現在に残る城下町の姿になったといわれる。初代藩主の寺沢氏を除けば、全てが徳川家の譜代大名であったため、藩主が入れ替わりながら明治維新を迎えており、そのため各藩主時代の唐津城下町の資料（絵図）も藩主が明治維新を迎えた地など、全国に点在しており、時代ごとにまとめられてはいなかった。

よって、各地に点在する唐津城下町の絵図の調査を行い、絵図に記された記述内容等から絵図の景観年代を推定する。そして、各藩主時代の城下町の状態をまとめ、城下町の整備当初から幕末に至るまでの唐津城下の変遷を追いたい。

この唐津城下町の変遷については、唐津市教育委員会や元唐津市立図書館長の富岡行昌氏や元末盧館長の田島龍太氏などが調査し、書籍等にまとめられているが、近年、博物館や大学附属図書館などが所有する絵図のデータベース化など、新資料も公開されていることから、新たな情報を加味して唐津城下町の考察を行おうとするものである。

年代	藩主名		官職名		幕府就任役職名		石高(表高)	備考
					藩主期間	転封後		
文禄2年(1593)	寺沢	波多 信時(鎮)	三河守					江戸幕府成立以前の領主 文禄2年5月に領地没収
		寺沢 広高	志摩守				12万3千石	波多・草野領6万3千石と怡土郡2万、計8万3千石 関ヶ原の合戦以降は天草郡4万石を加増され、合計12万3千石
正保4年(1647)		寺沢 堅高	兵庫守				8万3千石	寛永15年(1638)肥後天草郡4万石を没収 無嗣断家
慶安2年(1649)	幕領						8万3千石	
		大久保 忠職	加賀守				8万3千石	播磨国明石より入封
延宝6年(1678)	大久保	忠朝	出羽守	小姓組番頭	老中			下総国佐倉へ転封 怡土郡1万石を上知
			加賀守	老中				
		松平 乗久	和泉守				7万石	下総国佐倉より入封。その際、3千石を次男の松平好乗に分知
		乗春	和泉守					
元禄4年(1691)	松平	乗邑	和泉守		大坂城代			志摩国鳥羽へ転封
					老中			
		土井 利益	周防守				7万石	志摩国鳥羽より入封
		利夷	大炊頭					
宝暦12年(1762)	井	利延	大炊頭					
		利里	大炊頭	奉者番	寺社奉行			下総国古河へ転封 1万石上知(浜崎・玉島・七山・殿木は幕府領となる)
		水野 忠任	和泉守				6万石	三河国岡崎より入封
		水野 忠鼎	左近将監					
文化14年(1817)	野	水野 忠光	和泉守					
		水野 忠邦	和泉守	奉者番	大坂城代・京都所司代			遠州国浜松に転封
			左近将監	寺社奉行	老中			
		小笠原長昌	主殿頭				6万石	陸奥国棚倉より入封
		長泰	老岐守					
		長会	能登守					
明治4年(1817)	小笠原	長和	佐渡守					
		長国	佐渡守					
			忠務大輔					嫡男の長行が藩政を代行。長行が老中となる。明治維新後 長国は長行を襲嗣し、唐津藩知事となる。

「佐賀県の歴史」の掲載年表に加筆

表1 唐津藩歴代藩主一覧

佐賀県の農村舞台

— その分布確認のための予備的調査 —

相 川 晶 彦

はじめに

本稿の目的は、いわゆる「農村舞台」が佐賀県内にどれほど存在したかを明るみに出そうとするものである。研究史の項で述べるように昭和30～40年代は農村舞台の全国調査が行われ、当時の研究者たちの眼は佐賀県にも一応は及んでいた。しかしそれは、忌憚なく言わせていただければ、はなはだ不十分な調査であり、佐賀県の農村舞台の全貌を捉えるには至っていないと思われる。未調査の地域が広く残されており、報告者（相川）はそのような佐賀県内の各地へ赴いて舞台の有無を調査してみる必要性を感じていた。

結果については後述するが、佐賀県には驚くべき多数の舞台が存在していた。もとより報告者個人の力量には限度があり、悉皆調査と言うにはほど遠く、まだまだ全体を掴み切れていない気もする。それに加え、もし農村舞台を学術上のテーマとし研究を深めようとするならば、建築学、民俗学、歴史学（芸能史、社会史）等をふまえたアプローチが求められるはずだが、報告者にはそのような素養がはなはだ欠けており、今回は分布確認の予備的調査にとどまっていることをお断りせざるを得ない。しかし将来、佐賀県の農村舞台に対するそうした本格的な調査の必要性が認められる事態になるならば、今回の予備的調査も少しは役に立つのではないかと思う。

＊

三つの用語について、あらかじめ注釈を加えておく。「半小屋」とは、舞台だけに屋根をつけ、客席は露天の広場に蓐蓐などを敷くもので、大半の農村舞台がこれにあてはまる。雨天の場合は観客が困るので芸能の上演は取りやめることになる。これに対し「全蓋式」とは、芝居小屋や劇場のように客席も屋根に覆われている構造を意味する。農村舞台の一部にはそうした芝居小屋に近いものも存在しており、これならば雨天でも上演可能である。「太夫座」とは、人形浄瑠璃や歌舞伎の義太夫狂言を上演するとき、浄瑠璃を語る太夫が座る場所のことである⁽¹⁾。

I 農村舞台の研究史

農村舞台は、歌舞伎や人形芝居を「都市の芸能」と認識する人にとって、なかなか理解しにくい対象であろう。

都市とは縁遠い地方の農山村や漁村に、芝居を演じることを主目的として造られた舞台が存在していることは、数少ない研究者の間ではあるがすでに戦前から気付かれていた⁽²⁾。しかしそうした舞台——農村舞台についての本格的な調査研究が行われたのは戦後になってからである。

とりわけ松崎茂による昭和28～39年の調査は、全国的な視野で農村舞台を概観しようとした初めての試みであった。「農村舞台」の語を最初に用いたのも松崎である。日本建築史を研究していた松崎は昭和39年に急死するが、松崎と親交のあった研究者たちが中心となって彼の業績はまとめられ、農村舞台に特

ある司法官の軌跡

刑法起草者・古賀廉造について

神戸大学大学院法学研究科 准教授
小 野 博 司

はじめに

19世紀後半以降の明治政府による西洋法（近代法）の継受は、日本法の歴史において、7世紀後半の天武・持統朝以降の中国法（律令法）の継受と並ぶ、重大な意味を持つ出来事であった。しかしこの出来事が、世界の法の歴史にとっても重要な意味を有するものであったことは、これまであまり指摘されてこなかった⁽¹⁾。

近代法とは、古代ローマ法に起源を有し、西洋社会で発展を遂げ、18世紀後半の市民革命期に一応の完成を見た法思想である。その特徴は、すべての者がひとしく権利義務の主体となる資格（法人格）を有し、自らの意思に基づいて、他者との間に権利義務関係を形成する「私法」を中心とする点にある。この西洋発祥の近代法が現在では世界的な法思想となっていることは、多くの非西洋社会において、近代法に基づく立法がなされ、それを運用できる人材の育成が行なわれていることから誰もが首肯するところである（「近代法の世界化」）。

「近代法の世界化」は20世紀後半に急速に進行したが、その最初の事例といえるのが、明治政府による近代法の継受である。徳川幕府を打倒した人びとが樹立した新政府（明治政府）は、封建国家のままでは西洋諸国に対して国家的独立を維持することは困難との危機感を共有し、天皇を中軸に据えた国民国家（大日本帝国）の建設を試みた。そのため西洋諸国を模範に、政治、経済、社会の各分野で改革に着手したが、その方法が「制度」を知るための近代法の継受であった。さらに、1858年7月（安政5年6月）調印の日米修好通商条約をはじめ、主に西洋諸国との間で締結した条約が規定する領事裁判権を撤廃するために、それらの国々との法制上の違いをなくす目的でも近代法の継受は進められた。

以上のように明治政府による近代法の継受は、法の歴史において重大な意味を有する出来事であった。それゆえ、いかなる法典が編纂されたのかはもちろん、どのような人びとが関わっていたのかという点もまた、大いに関心を集めるところである。それゆえ継受の担い手の経歴と思想を明らかにすることは、法史学の重要な使命であるといえよう。

明治初年に近代法の継受をいち早く訴えた一人が、佐賀出身の江藤新平である。江藤による近代法の継受が進取の気風に満ちたものであったことは、「「ドロワ、シビル」と云ふ字を、私が民権と訳しました所が、民に権があると云ふのは、何の事だ、と云ふやうな議論がありまして、私が、一生懸命に弁護しましたが、なかゝゝ激しい議論がありました」⁽²⁾という関係者の証言からも窺えるところである。海外渡航経験のなかった江藤が、近代法の内容を知る手立てとして用いたのが西洋法典の翻訳であった⁽³⁾（近代法継受の第1段階）。ただし、江藤の下で1804年3月のコード・シヴィル（ナポレオン法典）の翻訳を行なった箕作麟祥が、「民法を、二枚か三枚訳すと、すぐ、それを会議にかけると云ふありさまでありました」⁽⁴⁾と証言するように、作業の進め方は非常に拙速であった。

明治政府は近代法の継受に努めたが、最初から日本人だけで近代法に基づく法整備、特に法典の編纂を行なうことは困難であった。このとき重要な役割を果たしたのが、明治政府が招聘した外国人法律家

環有明海地域における荘園制と地域社会のネットワーク

静岡大学人文社会科学部准教授

貴 田 潔

はじめに

1. 問題意識

近年、伊藤俊一氏によって室町期荘園制論が提起され、15世紀における荘園制的領有構造の実態が見直されつつある⁽¹⁾。氏によれば、南北朝内乱を経た義満政権のもとで、土地所有秩序の再編が行われ、室町期荘園制が形成されるという。これまで解体期と理解されてきた室町期の荘園制について、幕府・守護による再編・保障の作用を積極的に認め、独自の構造を持った荘園制の一段階と評価しなおしたことに氏の議論の大きな意義がある。

ところで、室町期荘園制の枠組みは、在京する守護と荘園領主の政治的交渉を軸に理解されるが、守護が在京しない東国や九州など遠国の地域については伊藤氏の検討の外に置かれている。仮に「荘園制」の語が国土の分有を基調とする社会編成のあり方として捉えられるとすれば、室町期荘園制の国家レベルでの意義は地理的にみてかなり狭いものといわざるをえないだろう。最近、山田徹氏が列島社会全体を見渡した上での地域性の問題を取り上げるが⁽²⁾、未だにモデルの提示というべき段階であり、九州など遠国の問題についてはさらに具体的な分析が必要とされる。

このような問題意識からすれば、九州地方をはじめとする遠国の地域についても、荘園制的領有構造の残存状況と再編・支配・保障の内実を解明していくことが求められる。

2. 分析の素材

そこで、本稿では九州地方の有力寺社の1つであった天満宮安楽寺（現在の太宰府天満宮）の荘園群の分析を試みる。

第Ⅰ章では、15世紀における天満宮安楽寺の荘園群の構成を考察する。従来、同寺の荘園経営は南北朝内乱を契機に衰退すると漠然と考えられてきた。しかし、南北朝内乱後も往時の4分の1程度にせよ、相当数の荘園群が存続していたことを述べたい。膝下の筑前国のみならず、環有明海地域に相当する筑後国・肥前国・肥後国に寺領荘園が分布していた。

第Ⅱ章では荘園経営の前提となる地域社会のネットワークを検討する。14～15世紀の環有明海地域に焦点をしぼり、交通・流通・金融のネットワークが張り巡らされていたことを確認したい。そして、寺家と荘園現地の関係もこうした地域社会の結合の上に成り立っていたと考える。

一方で、第Ⅲ章で述べるように、寺領荘園の存続は地域社会の自律性のみによ拠していたわけではない。荘園群の領有を維持するためには、幕府・守護の保障が必要とされた。但し、在国守護によって占められる遠国の九州地方の問題を、在京守護の管国と同様に扱えるかは、かなり慎重になるべきであり、この点については今後の課題として本稿の結論で触れたい。

褐釉印花文技法の基礎的研究

— 窯跡出土資料を中心として —

吉野ヶ里公園管理センター 歴史専門員
東中川 忠 美

はじめに

江戸時代、肥前の武雄鍋島家領内を中心に生産された「古武雄（こだけお）」は、基本的に素地に白化粧土（エンゴベ）をハケ塗りしている陶器の一群である。そのような中であって例外的に白化粧を施さず、素地が生乾きのうちに印花（スタンプ）で多彩な文様を施し、その上に直接「褐釉（透明性の高い鉄分を含んだ釉薬）」を掛けて焼成したのが褐釉印花文である（図1-1,1-2）⁽¹⁾。器種は皿、平鉢の類がほとんどである。

その他、褐釉印花文は下記のような特徴を併せ持つ。

- ① 焼成時の窯詰めには専用の白い陶土である「白土目」を使用する。
- ② 高台は断面四角形でシャープに削る。
- ③ 褐釉を畳付以外の内外面全体に掛ける（まれに、外面腰部から高台内外にかけて鉄錆・鉄泥を塗布する例もある）。

これらは17世紀代に現在の佐賀県武雄市南部、西川登町小田志周辺の窯跡で集中的に生産され、江戸などの大消費地にも流通し、しかも三島手の象嵌文と共通の印花文を有す等、特異な存在感を示している。ちなみに、三島手は印花の後に白土を塗布し、その後で表面を拭き取ってから透明釉を掛けるため、文様の凹の部分に残った白土が白く発色して、褐釉印花文とは全く異なる雰囲気を出している。器種も褐釉印花文が前述のとおり基本的に皿・平鉢類であるのに対し、碗、水指、瓶、壺、甕、盃台などと、多岐にわたっている。

また、褐釉印花文は窯跡や消費地での出土例は少なくないものの、伝世資料となるとほとんど見受けることが無く、これまで寡聞にして数例しか知り得ていない。これも三島手に比べると対照的である。

このように見てくると、スタンプを使用する技法は三島手と同じでありながらも、褐釉印花文の製品はマイナーな一群という感がぬぐえない。これまで研究対象として詳細に検討されることがないので、小稿では窯跡出土資料を主体に生産地の側からその実態について迫ってみた。

1 褐釉印花文製品の器種・器形等について

器種・器形等について見ていく前に、まずは今回の研究で取り扱った資料について説明しておきたい。

表1は、今回検討した褐釉印花文の資料174点の内訳である。窯跡出土・採集資料、消費地遺跡出土資料、伝世資料から成る。その中では窯跡関連が148点と大多数を占めるが、148点の中には畑や山林の開墾・耕作中に採集された資料50点も含まれている。50点は今回の聞き取り調査等で白木原2号窯跡の可能性が高いということが判明したため、検討資料の中に入れることとした。

消費地出土資料は24点である。これについてはもう少し丹念に各地の発掘調査報告書に目を通すべきであるが、報告書が膨大な冊数に及ぶため、今回は江戸遺跡出土資料を主体に文献調査を行った次第である。

初期蓮池藩における八幡信仰とその担い手

国際日本文化研究センター・客員准教授

伊 藤 慎 吾

はじめに

今日、佐賀県嬉野市の一部となっている旧塩田町（塩田村）は、近世、佐賀藩の支藩である蓮池藩に属していた。宗教史的に見れば、周辺の村落と同様に、寺社が点在し、当地に住む人々の人生や年間の折々の儀礼・行事に関わってきた。寺院は各宗派の寺僧が管理していたが、神社は丹生神社の馬場家のような中世以来の神官の家を除けば、多く、修験者が関与してきた。神社としては、丹生神社のほか、八天神社・久間八幡宮・牛間田天満宮・味島神社・志田神社・惟盛神社などが今日存在するが、八天神社に代表されるように、久間八幡宮・味島神社・惟盛神社など、社僧（宮司坊）が支配的な立場にあった。

これらの寺社は、在地の信仰を得ていたばかりでなく、一方で藩主の庇護を受けるものも少なくなかった。とりわけ八幡信仰は中世以来、武家の信仰が篤く、鍋島家においても、始祖以来、代々八幡神に帰依してきた。本稿では近世初期の佐賀県嬉野市を中心とする里修験の活動実態を、同市久間の八幡宮を中心に考察していきたい。

1 藩主鍋島家の八幡信仰

慶長一二年（1607）、鍋島勝茂によって佐賀藩が成立した。その四男忠直の嫡子光茂に二代目を継がせる一方で、勝茂は三つの支藩を設けた。鹿島藩・小城藩・蓮池藩である。鹿島藩は勝茂の弟忠茂を藩主として慶長一四年に成立、小城藩は元和三年（1617）に勝茂の長男元茂を藩主として成立、そして蓮池藩は寛永一十九年（1642）に勝茂の五男直澄を藩主として成立した。

a) 初代藩主鍋島直澄

蓮池藩初代藩主鍋島直澄は元和元年（1615）に勝茂と菊姫（岡部長盛女、徳川家康養女）との間に誕生した。寛永一十九年に蓮池藩主となり、寛文六年（1666）に次男直之にその地位を譲るまで領内の経営に当たった。

近世初期の諸藩の藩主らが領内の寺社を庇護する例は多いが、直澄もまた寺社の再興、修造に積極的姿勢を示した。『直澄献祖遺跡』（佐賀県立図書館所蔵）によると、「直澄公御一代御興立被_レ成タル寺社」のうち、小破の修理例を除き、著者の知る限りのものを掲げたというが、そこに示された諸寺社の建立・修造・寄進例は数多い。『東西伽藍記』（同館所蔵）などの記録も含めて幾つか例を挙げるならば、慶安三年の常在寺寺領寄進、明暦元年の正覚山宗眼寺開基、正保五年の丹生明神鳥居建立、寛文二年の鳥居再建、同三年の山口権現鳥居建立、同五年の常在寺宝殿造営、同六年の久間八幡宮鳥居建立、同八年の寛応寺再建、時期不詳の佐嘉白山八幡宮の門建立、八天狗社宝殿・拝殿再建、徳恩寺再興、沖神建立、神埼郡蓮池小松大明神宝殿建立など、数々の事例を示すことができる。

佐賀県域における青銅器の受容と変容

佐賀県立名護屋城博物館
村 松 洋 介

はじめに

日本列島に最初に本格的に青銅器がもたらされたのは、佐賀県域を含む九州島北部一帯である。佐賀県は、三方を山、南を内海に囲まれ、広大な平野を有する有明海沿岸地域、同じく、北側を玄界灘に面し、松浦川の沖積平野を有する松浦地域に大別できる。これらの地形的な区分は、周辺地域を含めた社会の変化や成熟の中で両地域の上に大きな文化的差異を生み出してきた。両地域の文化的な差異は、当然地域性として器物や人々の価値秩序に顕在化する。本研究では、社会の大きな成熟期で権力、祭祀、交易と深く関わる弥生時代の青銅器の中で、特に保有形態の差から地域性が顕著にみられ、朝鮮半島や他地域からの影響を強く受けた銅剣・銅矛・銅戈に代表される武器形青銅器と銅鏡、それらを列島化、地域化という形で変容させた鋳型の形態、製作技術を分析し、佐賀県域と内部の地域性を明確にすることを目的とする。

1. 地域圏の設定

佐賀平野を対象とした地域圏の設定については各水系での設定（橋口1971）や弥生集落の立地や動向の分析からの地域設定（蒲原1994・徳富1994）などがある。これらの集落動向や水系や段丘など自然地形による区分は有効と考えられるが、青銅器の分布とは必ずしも重ならない（細川2009）。細川の有明海北岸における青銅鏡の分布をもとに区分した地域設定は、本稿の射程とする青銅器の副葬が開始された弥生時代中期初頭から終末期の武器形青銅器と銅鏡の分布とも概ね合致している。本稿では嘉瀬川中流域をⅣ地域に含めて祇園川流域など以西の地域と区別した。さらに松浦川流域を加えて現在の佐賀県域における武器形青銅器、青銅鏡の分布をもとに地域圏を再設定した。

各地域圏は、Ⅰ地域：宝満川右岸～白壁丘陵東部、Ⅱ地域：白壁丘陵西部～切通川左岸、Ⅲ地域：切通川右岸～城原川左岸、Ⅳ地域：城原川右岸～嘉瀬川流域、Ⅴ地域：祇園川流域～牛ノ尾丘陵東側、Ⅵ地域：多久盆地周辺、Ⅶ地域：杵島山麓周辺、Ⅷ地域：伊万里湾南部、Ⅸ地域：松浦川流域となっている。杵島山麓周辺は、出土事例が少なく、鹿島川流域と六角川中流域に細分される可能性がある（図1）。

2. 佐賀県域における青銅器の受容と朝鮮半島

（1）青銅器副葬の開始

佐賀県域で青銅器の副葬が開始されたのは、弥生時代中期初頭で、日本列島における青銅器の副葬開始時期と一致する。つまり佐賀県域の青銅器副葬開始期の様相は、金属器受容時の地域様相を知る上で重要なモデルとなる。以下、副葬開始時期の状況を各地域で分析する（図2）。

弥生時代中期初頭の佐賀県域で青銅器を保有していたのは、Ⅰ地域、Ⅳ地域、Ⅸ地域である。

公益財団法人鍋島報効会研究助成
研究報告書 第8号

2018年2月

発行 公益財団法人鍋島報効会
佐賀県佐賀市松原二丁目5-22
TEL・FAX 0952-23-4200
URL:<http://www.nabeshima.or.jp>
印刷 (株)佐賀印刷社
